

回答書

令和6年度 PFS を活用した松山市国民健康保険特定保健指導業務委託に関する質問に対し、次の通り回答します。

(令和6年1月16日受付分)

質問項目	質問内容	回答
松山市様とのコミュニケーションについて	・運用詳細の協議など、業者選定後の貴所と事業者間のコミュニケーションにおいて、ウェブ会議の活用は可能ですか。対面での打ち合わせが必須となる場合は想定されますでしょうか。	対面での打ち合わせは必須ではなく、Zoom での協議が可能です。
XML 報告について	・XML 報告書は指導終了時のみのご提出で問題ございませんでしょうか。	最終評価時だけでなく、各指導実施ごとの提出となります。
特定保健指導プログラムについて	・第4期特定保健指導のプログラム(令和6年度健診データが対象)を想定されていますでしょうか。	序盤は第3期特定保健指導のプログラム(令和5年度健診データが対象)、7月頃から第4期特定保健指導のプログラム(令和6年度健診データが対象)を想定しています。
実施開始時期について	・特定保健指導の実施開始時期は令和6年のいつごろを想定されていますでしょうか。	体制が整い次第、なるべく早い時期に開始していただければと思います。
面談について	・成果水準書6-(9)に、「オンラインによる指導等を実施する場合は、ネットワーク環境が整わない対象者へ配慮した実施体制を整えること」とありますが、対面での指導対応は必須でしょうか。当社ではフル ICT での面談・事後支援を想定していますが、スマートフォンなど通信可能な情報機器を対象者に貸与するなどの対応でも問題ございませんでしょうか。また、過去に受託事業者から対象者への情報機器貸与の実績がありましたら、年度あたりの貸与件数を教えてくださいませんか。	対面での指導対応は必須ではありませんが、対面での指導を希望する割合が高い傾向にあります。 また、過去に実績はありませんが、受託事業者から対象者へスマートフォンなど通信可能な情報機器を貸与することは可能です。

<p>提供データの授受について</p>	<p>・貴所と受託者間の各種提供データの授受は、どのような方法を想定されていますでしょうか。</p>	<p>CD または DVD を書留郵便、セキュリティ便または手渡しによる收受を想定しています。</p>
<p>セキュリティについて</p>	<p>・情報セキュリティについて、今回開示をされている「セキュリティ要求事項」および「個人情報取扱特記事項」以外に対応すべき規定はございますでしょうか。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>情報の匿名加工について</p>	<p>・特定保健指導の各指標におけるベンチマーク作成や他保険者との比較分析結果のご提供のため、貴所より提供頂く健診結果や体重・腹囲数値などのデータから匿名加工情報を生成することは可能でしょうか。</p> <p>・対象者からの参加申し込みについての運用について事業者にて参加希望者から直接申込の受付を行う認識でよいでしょうか。またその場合、具体的な申込方法(受付方法)の指定はありますか。(例えば、WEB 上の入力フォームにて受付など)</p>	<p>特定保健指導の委託業務の範囲内のデータから匿名加工情報を生成して利用することは可能ですが、別途データの範囲や利用内容等を記した覚書を締結する必要があります。</p> <p>対象者からの参加申し込みについての運用については、直接申し込みを受け付けていただきます。また、申込方法の指定はありませんが、成果水準書6(5)にあるとおり IT 機器の利用が困難な方も申し込みできるような手法も併用する等ご配慮ください。</p>